

**35号**

2015年4月25日



ハーグ条約加盟から一年

ハーグ条約加盟から一年を機に、新聞各社にいくつかの記事が載った。産経新聞の4月3日の記事は、「ハーグ条約1年 子供を守る慎重な運用を」との見出しで、どちらかというと、この1年の運用に肯定的な内容だ。一方3月26日の時事通信記事には、「米特別顧問、6月に訪日、ハーグ条約加盟も『依然不満』」と日本の対応を痛烈に批判、米務省のジェイコブス特別顧問（児童問題担当）が訪日して一層の取組みを促す意向であることが掲載されている。

日本の運用に全く異なる見方があるのは、返還申請後の裁判所の運用履歴がわからないのが一因である。いくつかの記事によると、返還申立てが一年で16件、内返還命令が9件。わかるのはこの程度でしかなく、返還命令までに要した時間、本当に返還が実現したのか、返還申立てから今日に至るまでどれだけの頻度で親子が接触できてきたのか等、全く見えない。もし返還申立てから返還命令が出るまで、十分な親子の接触の機会が与えられていなかったり、結局のところ命令は出ても返還が実現していないのであれば、アメリカの主張が適切と思われる。

折角ハーグ条約に加盟したのに、アメリカから批判されるのは立法府としても本意ではないだろう。しかし、法の立付けの甘さに気づく必要がある。立法主旨の宣言が弱く、親子接触までのスピードと頻度をガイドラインとして示していないため、裁判所の運用次第で如何様にもできてしまう点である。ハーグ条約の重要な柱、「親子の接触の権利を保護し担保すること」に着目したとき、何人たりとも一時たりとも親子の接触を奪われてはいけいない。その精神が十分に守られているか、監視すらできないのであれば、アメリカの批判に真正面から答えられないであろう。

恐らくアメリカの批判は、裁判所の運用にあると推測される。ハーグ条約案件に対する運用は不明であるが、一般的な裁判所の日米比較は可能である。日本の裁判所は、2年や3年、親子交流を制限、場合によっては5年以上もの長期間禁止してもへっちゃらである。その間の親子断絶の影響には無関心で、その後の親子再統合プランなど一切示さない。

一方アメリカはどうかというと、裁判所は親子の接触の権利を担保し、余程の事情がない限り制限はしないし、ましてや禁止などありえない。間をあげずに親子交流を再開させ、相当なる面会交流を保証（相当とは年間100～180日）する。面会困難ケースであっても、如何に迅速にどうやって面会を開始するか知恵を絞り、何としてでも親子断絶を防止する場所である。非監護親と接触が阻まれている子どもの表面的な話しを面会制限の理由にはしないし、連れ去り親の言い分とは無関係に、別居前の親子関係の維持を目指す。それができるのは、法で規定されているからである。

片親疎外の防止には連れ去られたら即、元の居所に戻すことが有効で、継続的かつ頻繁なる親子交流が科学に裏打ちされた子どもの最善の利益と理解しているからだ。

ここまでハーグ条約の話をしてきたが、多くの当事者が憤りと絶望を感じているのは、国内問題においてだ。裁判所の勝手な運用を禁止する法律を作らない限り、親子断絶問題は解決しない。子どもや孫がいる人は誰でも、明日、裁判所の犠牲者になるかもしれない。犠牲者になって初めて、裁判所の実態を知る。そうならないよう、一刻も早い適切な法整備を望みたい。

（監事 藤田尚寿）

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

（オヤコノメンカイコウリウウヲジツゲンスルゼンコクネットワーク）



「棚瀬一代先生の仕事を引き継ぐ」 前編



棚瀬孝雄
弁護士
中央大学大学院教授



故 棚瀬一代先生
棚瀬心理相談室長
神戸神和女子大学客員教授
京都大学博士、臨床心理士

日本の面会交流の実現に尽力された棚瀬一代先生が亡くなられて、1年近くになる。一代先生の夫であり、自らも弁護士として、切り離し被害に遭っている依頼者のために頑張っておられる棚瀬孝雄先生に、一代先生の生前のお仕事や考え方を語ってもらった。これから、私たちが、どのようにその遺されたものを引き継ぎ、運動を発展させていったらよいか、参考にしたい。

― 最初に、お二人がどのようにして、面会交流の問題に取り組まれるようになったのか、その経緯からお話してもらえませんか。

1985年に、私は、カリフォルニア大学バークレー校に家族を連れて1年間留学をしたのですが、その頃、アメリカでは、共同監護がカリフォルニアで始まって全米に広がりつつあったときで、ニューズウィークでそんな記事を読んだり、一代も、子どもが通っていた学校で、仲睦まじそうに話しているカップルが実は別れた元夫婦だと聞いてびっくりした経験などがあり、興味を惹かれて、一代は、離婚して共同監護をしているカップルに面接調査を行いました。それが、『クレイマー・クレイマー以降―別れた後の共同子育て―』という本で、まだ面会交流や、日本との比較という視点はなかったのですが、元夫婦の双方に面接したので、一代にとっては、離婚というものがいかに大変なものか、その中でも、自分の気持ちを抑えて、子どものために最善の監護を考えて、行おうとしているアメリカ人の姿に強い感銘を受けました。

また、一代は、イゾリナ・リッチという、その『ママの家、パパの家』という、共同監護を勧めた本がベストセラーになった人の離婚調停のワークショップにも参加しました。これも、後年、1990年に、一代が調停委員になって直に書いた「アメリカの離婚調停」という論文の下敷きになり、その後長く、調停委員や家裁調査官の講演や研修に呼ばれるきっかけとなりました。

― 一代先生は、その後、京大の大学院に入られたのですね。

はい、1990年です。元々心理学が好きだったし、専業主婦で子育てに専念していたときも、英語の本を読んだり、勉強を続けていたので、抵抗はなかったのですが、たまたま河合隼雄さんの講演に出かけ、質問をしにいったら、逆に経歴を聞かれ、大学院に応募しないか勧められたのがきっかけです。

この大学院での勉強は、面会交流の問題で、一代独自の洞察力のある議論をして貢献できるようになる上で、決定的に重要でした。一代の好きなフェレンツィやハーマン、マラーとといった精神分析派や発達心理学の理論をきちんと読み込んだことが、その後の分析を支える確かな目を作ったと思います。私も、側にいて、心理学を多少は理解し、読んだりもしているのですが、それでも、難しいケースの時は、一代にも話して意見を聞いたりしていました。そんな時、いつも洞察の深さが違うことを感じていました。

また、臨床心理学の専攻なので、大学院生も、大学の心理相談室でカウンセリングを実際に担当して勉強するのですが、そこで学んだことも、一代の大きな糧となっています。一代は、本当にカウンセリングが好きで、家に帰ってから、クライアントとの会話や態度を記録に取っていました。私にも、生き生きと、その様子を再現して話してくれていました。

様々な心理的、社会的不適応を抱えたクライアントが、一代とのカウンセリングの中で、本来の自己を取り戻し、素敵な笑顔を見せるようになる様子は、聞いていても、人間の持つ力、すばらしさを感じさせるもので、感動的でした。

以下、次号で「一代先生の大学院での研究テーマ」、「一代先生のお仕事をどうやって引き継いでいくか」などについて棚瀬孝雄先生に引き続き語って頂きます。

(インタビューー； 副代表 佐々木昇)

「子どもの最善の利益」国会勉強会

親子断絶防止議員連盟・親子断絶防止法全国連絡会 共催

平成27年2月19日；衆議院第二議員会館

今回の国会勉強会では、北は北海道から、南は鹿児島まで、全国の当事者が参加し、親子断絶防止議連の先生方(ご本人および代
理者、約50名)にもご出席いただき、大正大学人間学部臨床心理学科教授(臨床心理士)の青木聡先生に「子どもの最善の利益」につ
いてご講演頂きました。当日は、全国連絡会 事務局長 平田晃久さんが司会を担当されました。

1. 親子断絶防止議員連盟の先生方のご挨拶

保岡興治会長、泉健太副会長、馳浩事務局長から、「子どもの気持ちを大切にすることが非常に大事」、「子どもの最善の利益、これを
活動の中心理念にしなければならない」など、力強いご挨拶を頂きました。

2. 青木聡先生講演骨子

- 離婚が子どもに与える悪影響は三つある。①貧弱な自己概念⇒自己肯定感の低下、②親密な関係性に対する不安⇒他者信頼
感の低下、③悲しみと怒り⇒抑うつと攻撃性
- この影響を軽減するには以下の二つが大切である。(保護要因) ①頻繁かつ継続的な面会交流、②必要十分な養育費
- 欧米諸国は「児童の最善の利益の考慮」、「親子不分離の原則」、「共同親責任」、「養育費の履行確保」などを定めた児童の権利
条約、批准に対応して、共同養育制度を整備したが、日本は、未だ単独親権制度であり、夫婦の別れが親子の別れになっている。
更に、ひとり親家庭の貧困率は50.8%である。児童の権利条約の上記の4つの条項、これは、子どもが幸せに育つ権利である。
- 2012年4月に、民法766条が施行され、面会交流と養育費を取り決めることが明文化され、その際に子の利益を最も優先することと
なった。子どもの健やかな成長を守るために、子どもの監護者、面会交流の頻度、養育費の金額を「適正」に定めることが大事。
- 欧米での監護者の判断基準は、安全、別居・離婚前の親子関係、面会交流に対する寛容性、次に、子どもの意向を参考に聞く、
また、監護の継続性・安定性も考慮されるが、日本の裁判所は「監護の継続性」について、取り違えている。本当の「監護の継続
性」とは、子どもが、生まれて成人するまで長いスパンで考えるものである。
- 欧米の面会交流プランは乳幼児は週3回・1回数時間、幼児期になると隔週で宿泊になり、児童期からは隔週2泊3日+毎週1回
夕方数時間、長期休暇は折半で、年間合計で120日となる。それに対して、日本は月1回数時間であり、これで、どうやって親子の
関係を作ればよいというのだろうか？
- 面会交流時間については有名な研究があり、月4〜6日以上 の面会交流で子どもは情緒的な安心感が得られる。日本の平均
月1回では、子どもは逆に緊張感や不安感を感じる。更に、「養育費のクリフモデル」という調査によると、月10日以上 の面会交流で
臨時養育費の支払いが格段に増加する。アメリカでは養育費が不払だと自動車免許の更新もできない、十分な養育費は子どもの
可能性を閉ざさないためにも必要である。
- アメリカの離婚制度では、親教育講座の受講、共同養育計画書の提出が法的に義務付けられている。また、離婚家庭への支援
が充実している。

3. 質疑応答

Q1.ひとり親家庭の貧困の解決が喫緊の課題であるが、他の国はどうしているのか？共同親権との繋がりとは？

A1. ノルウェーの例だと、子どもの教育の可能性を閉ざさないことに施策を集中している。具体的には子どもの教育費は無料である。
子どもが両方の親から愛されることが重要。面会交流スケジュールを作り、支援団体、自治体の支援が必要。

Q2. アメリカの親教育プログラムの内容と誰がやっているのか？

A2. アメリカでは、親教育プログラムの受講票を持って調停に臨むことになる。この受講票と養育計画書を裁判所に提出してスタート
する。親教育プログラムは裁判所が認定した民間団体が実施している。

Q3. 日本の場合、別れた相手とは会いたくないケースが多いが、アメリカでは、どのように解決しているの？また、アメリカなどでは
再婚家庭も多いが、面会交流で子どもが不安定になることはないのか？

A3. アメリカでも再婚、再々婚の面会交流はどうするのか議論されているが、子どもを中心に考えて、親が増えると考え、家族感を
変えてきている。アメリカの当事者も別れた相手に会いたくないと思うのはまったく同じ、しかし、子どものために、取り決めにし
(共同養育計画)、子どもの前で両親が衝突しないように、必死の思いで(共同養育)行っている。

4. その他のご意見、感想

- 資料の面会交流プランを見て、あまりの乖離に驚いている。日本の月1回の面会交流には科学的根拠はないと分かった。離婚時
の手続きを何とか改善していきたい。
- 子ども相談室をやっていたが、親子の会話がないうち子どもほど、問題行動を起こすことが多かった。親子の絆を切らないことの大切
さを実感した。
- 月1回の面会では情緒的安心感がマイナスであるとの研究の説明が、一番衝撃であった。(頻繁で、継続的な面会交流を実現し
ないといけない)

5. 「親子断絶防止法制定の要望書」提出

保岡興治会長へ、全国連絡会の鈴木
裕子代表より、改めて要望書を提出した。

要望書骨子

- ・親子交流権の保護および拡充
- ・子の連れ去りの禁止
- ・フレンドリーペアレントルールの導入
- ・養育計画の作成義務化
- ・DV法の運用の改善

(親子ネット副代表 佐々木昇)



青木聡教授



議連の先生方と鈴木代表

「あなたに逢いたくて」第6弾



一般社団法人びじっと
離婚と子ども問題支援センター
代表理事 日蓮宗僧侶 古市理奈さん

1) 活動を始めた経緯と想いを聞かせて下さい。

立ち上げは2007年8月。児童虐待事件が世間に溢れていた頃です。私の娘と年が変わらない子どもたちが虐待され、殺されていました。では、この児童虐待の根本的な問題はどこにあるのか？と考えた時に父母の離婚に注目致しました。

いまでもそうですが、離婚家庭は『ひとり親家庭』『シングルマザー・シングルファザー』と表記されています。父母が揃っているにも関わらず、ひとり親とはどういうことなのでしょう？子どもと別れて暮らす親にも、子どもを養育する義務があり、養育費と面会交流は親としての責任を果たすためのものですが、それを放棄しても良いということでしょうか？それでは、子どもと一緒に暮らす親にだけ、養育義務と責任が被せられた挙句、衣食住も精神も困窮してしまうのは火を見るよりも明らかです。これでは児童虐待が起こるのも無理はありません。

離婚をしても父母として子どもと関わっていけるようにサポートする必要性が急務であると感じて面会交流支援団体を設立致しました。夫婦の別れが親子の別れとならないように。親が子どもの前から、ある日突然消えてしまうということは、育児放棄も同じこと。子どもは『親に捨てられた』のです。そんな無責任なことがまかり通る社会であってはなりません。

面会交流＝育児と捉え

2) 活動内容についてお聞かせ下さい。

離婚をした父母が育児を協力するというのは、言うは易く行うは難し。面会交流は四苦八苦です。四苦八苦とは、生老病死の四苦と下記の四苦を合わせたものを言います。

愛別離苦（あいべつりく） - 愛する者と別離すること
怨憎会苦（おんぞうえく） - 怨み憎んでいる者に会うこと
求不得苦（ぐふとくく） - 求める物が得られないこと
五蘊盛苦（ごうんじょうく） - 五蘊（人間の肉体と精神）が、自分でも思うがままにならないこと。

怨憎会苦・愛別離苦・求不得苦・五蘊盛苦を生む面会交流の問題。そのような父母の関係性のままでは些細なことで衝突してしまいやすく、精神面で疲労困憊してしまい面会交流を重ねていくことは困難となります。

そこで第三者が父母の間に介入して面会交流を調整していきます。面会交流支援内容には付き添い型、受け渡し型、連絡調整型の三種類があります。

それらの支援を受けながら面会交流を重ねていくうちに、父親には父親の、母親には母親の子どもとの関わり方があるのを知ることが出来ます。例えば、同居親さんでは対応困難な状況が出てきて、別居親さんの出番になっていたりです。『ひとり親』の感覚では育児に躓いた時に対応しきれなくなるのです。

子どもが成長していくにつれ、ライフスタイルも変わっていきますから面会交流の頻度を調整したりかかる養育費用の増減も必要となりますので、その都度その都度の育児相談を無料で行っております。

3) 当事者へのメッセージをお願いします

先ずは子どもに会うことが最優先です。

相手から出された条件が不本意なものであったとしても、たとえ短い時間であっても面会交流の実績を積むことが重要です。何故ならば、面会交流をすることで、子どもは『親に捨てられたわけではない』『父母が離婚したのは、自分の所為ではない』『父母から自分は愛されている。存在していても良いのだ』と思えるようになるからです。子どもの自己肯定感を育むことが父母の使命だと言っても過言ではありません。

いま現在、子どもに会えない方は、自分の存在をFacebookなどを利用してネット上に記して下さい。内容は子どもたちへ向けた日々の日記です。『今日は、こんなに晴れたよ』『今日は寒かったね』『今日は、こんな事件があったんだ。お父さん(お母さん)は、こんな風に思うな』等々日常的に子どもと交わしたい事柄を残しておきましょう。お子さんと繋がる可能性が高くなります。注意点として、子どもが目にすることを意識し、決してもう片方の親の誹謗中傷は記さないでください。

育児の仕方にこれが正しいというものはありません。必要なのは子どもを慈しむ心であり、愛情を伝える言葉です。もしも、あなた自身が親からの暴力や虐待を経験された子どもであり、自分も暴力のスイッチが入ってしまうのであれば、まず、解決する方法は『力』ではなく『愛』であることを知ってください。握りしめた拳では何もつかめませんが、開けば掌に様々なものをすくい上げることが出来ます。お子さんの心をすくい上げてください。それが、あなたの親としての責任と義務です。

また、あなたの元配偶者が発達障害や精神障害を患っていたら、その病の状況をお子さんとともに見守ってあげてください。お子さんが自分の親を蔑む心を持たないように、あなたも一緒にもう片方の親の尊厳をお守りください。

離婚する背景には、父母自身が福祉的な問題を抱えている場合がありますので、当事者たちだけでは立ち行かないこともあります。そういう意味において、面会交流支援は新たな福祉支援といえます。

私たち支援者側も様々な支援団体と連携をはかり、父母の養育を支えていきたいと思っております。あなたがたのお子さんたちの人生が豊かであるように共に支えてまいりましょう。

<インタビューを終えて>

びじっとスタッフの一人として面会交流支援の現場に立たせてもらっています。私自身が別居親の立場なので同じ立場のお父さんやお母さんの気持ちに同調する事もありましたが段々と、どちらが正しくてどちらかが間違っているという様な単純なことではなく、双方ともに努力している事、子どもは両親のどちらの事も好きなんだとわかってきました。

私は子どもたちと離れて暮らす様になってから7年以上たち、小学校1年と3年生だった子どもたちも成長し、母親がそばにいらなくても大丈夫そうです。そんな子どもの成長を喜ぶよりもさみしく思うこともあります。でも面会のお手伝いをしていると、お子さんのご両親への愛情が見える場面がたくさんあります。子どもが純粋に親に甘えたり、抱きついたり、反抗したりしているところを見ると、私も焦る事はないなという気持ちになります。

びじっとではスタッフを募集しているそうです。面会交流を支援する立場になった事で寛容さ、子どもや相手方を受け入れること、葛藤を高めない為の注意点など気づくことがいくつもありました。もちろん支援者としてはまだまだですが。

スタッフをやってみたい方、直接びじっとのホームページからお問い合わせ可能です。古市さんの『面会＝育児』が定着する為にも、別居親の立場になったからこそわかったことを私自身、役立てていきたいと思っています。

インタビューー；運営委員 笠原麻紀

第二回 親子ネット クッキングイベント

3月14日に駒込地域文化創造館の調理室にて、第二回親子ネットクッキングイベントを開催しました。今回のテーマは、「管理栄養士が教えます！バランスのいい和食の作り方」と題して、誰にでも作れる簡単な一品一品の料理を組み合わせることで、体のバランスが整う食事になるようにメニューを考えてみました。お子様を含めて7名の参加者の皆さんと共に、お料理をしながら笑い声が絶えない楽しいひとときを過ごしました。

今はなかなか叶いませんが、愛情をたっぷり込めた手料理でいつかまた子ども達と食卓を囲むことができる日が来ることを願っています。普段お料理を作らない方も、たまには手料理を作って心も体も益々元気になってみてはいかがでしょうか！（講師；飯塚智子、管理栄養士・運営委員）

「親子ネット第2回クッキングイベントに参加して」（運営委員 岡野哲也）

今回のメニューは、「バランスの良い和食」ということでご飯・わかめとしめじ、たまねぎの味噌汁・豚肉とキムチ炒め・ほうれん草のゴマ和え・ピーマンとじゃこ炒め・粉ふき芋・フルーツヨーグルトというものでした。

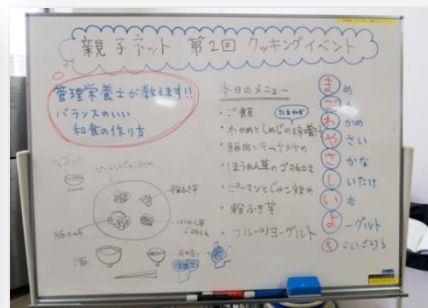
私自身、「自炊もやれば出来るけど」という気持ちを持ちつつも、日々の忙しさから外食やスーパーの惣菜、そしてインスタント物が多くなりがちな食生活を送っていましたが、今回のクッキングイベントに参加して勉強になったというだけでなく、健康を考えた食生活を送るって気難しい話ではなくて気楽に楽しくできることなんだと実感しました。

イベントに参加するまでは、「良い食事バランス」と言われても、あまり深く考えたことがなかったもので、それってなんだろう？と思っていました。なんとなく肉だけじゃなくて魚とか野菜とか、あと乳製品とかフルーツとかをとることなど、漠然としたイメージしかありませんでしたし、それ以上深く考えることもなく生活していました。

今回のメニューは、スペシャルテクニックが必要なご馳走ではなく、多分誰もが普通のごはんと思うメニューですが、実際にはちゃんとバランスを考えているすごいメニューでした。

メニューの説明で管理栄養士の飯塚さんが書かれたホワイトボードには「まごわ(は)やさしいよ」の文字がありました。

ま＝まめ
ご＝ごま
わ＝わかめ
や＝やさしい
さ＝さかな
し＝しいたけ
い＝いも
よ＝ヨーグルト



実はこれ、バランスの良い食事の覚え方とのことで、あとで調べてみると、とても奥の深い話でした。これらの食品を1回の食事で無理にとるというのではなく、1日や日々の食事のなかでこれらを意識してとるようにすれば良いということです。

ではどうやってこれを実現するか、おかずのメインに悩んでしまってそこまで考えが回らず悩んでしまうところですが、今回のイベントのメニューにはその答えがありました。味噌汁の具をちょっと工夫する、単なるお浸しではなくゴマを和える、これまた単なるピーマン炒めではなくじゃこをプラスする。身構えることなく簡単なひと工夫でバランスの良い食事がとれることがわかりました。また出汁をとったり、炊飯時の吸水をしたりとか、野菜やフルーツの切り方とか、家庭科の授業で習ったはずなのに忘れていたひと手間が簡単にできてごはんを美味しく出来ることを思い出させてもらえました。今回のイベントでは、お子様も一緒になって、みんなでワイワイととても楽しい時間が過ごせました。ちゃんとバランスを考えた食事なのに作るのも楽しい、食べるのも美味しく楽しい、問題があるとすれば食べ過ぎくらいですが、これは私の問題でした（笑）



一年間親子ネット代表を務めて

皆さま、桜の季節も過ぎ、木々の若葉が目眩しい季節となりました。

親子ネットももうすぐ新年度体制となりますが、今年度も例年同様、講演会や毎月の定例会、渋谷屋外ビジョンでの放映、署名活動に、議連応援・自治体への陳情・請願など様々な活動に取り組んで参りました。

昨年、代表になり目標達成に必要と考えた事の一つが会員内外からの認知度と信頼度の向上という事でした。そこで、4Jというスローガンをたてました。4Jとは、自立的・自律的・自発的・持続可能な活動の頭文字から来ていますが、自立的というのは外部との協力やご支援を得ながらも自立して運営を進めていけること、自律的というのは、社会のルールや法規制を守り自分達で律する事ができること、自発的というのは、目標に向かってアイデアを出し合い、主体的に行動を始めること、そして、持続可能はこれらの活動が継続していける事を意味しています。

約1年が経過して「別居・離婚後の親子が自然に会える」という目標に対して、私たちはどこまで到達したのでしょうか？山に例えると頂上目前なののでしょうか？それとも、この間自体に意味がないのでしょうか？時には、目標とする頂きが見えなくなる時もあるかも知れません。親子断絶防止法の制定を実現するという峠を越え、頂きに達する、つまり変革を実現するには何が必要でしょうか？私は、様々な分野で高い知見をお持ちの会員の皆さまに、それぞれのお立場で問題に向き合って頂き、活動に参画して頂く事こそが必要であると考えています。

変革には多様性を持つことが有効です。人間とチンパンジーの知性・行動には決定的な差がありますが、そのDNAの差異は1%～数%であると推計されています。人間は存在する種のごく僅かな部分を進化させ、従来近縁種が持たなかった能力を獲得してきました。これは、革新的な変化も根本の部分は変わらず少しの部分から生じる事を意味しています。本来、人間には変化を嫌い適応することを避ける性質があります。変化を嫌う相手(引離しをする親など?)には、失うものを特定してみせ、相手のもつ価値観の多くは温存される事を示すことが重要だと考えます。

進化とは環境に適応していくことであり、社会や組織も環境であるとする、様々な知見や方法を取り入れ、「特定」、「破棄」、「温存」という作業を繰り返す事で社会や組織をより強く進化させるものだと考えられます。この変革への原動力は、多様性を求めそれを許容する事だと言えます。

社会の変革を実現するには、幅広く外部へ働きかけていく必要があります。

1950年代からの米国での公民権運動において中心人物であったキング牧師は、教会の牧師でありながらその権威の及ぶ枠を飛び越えて活動を行い、「無関心層や反対派」を取りこんで、公民権法の成立を達成しました。これが出来たのは、大衆が期待するサービスやビジョンを提供し信頼を得ていった事が大きな要因でした。

とはいえ、キング牧師一人だけのカリスマ性を以ってこれを成し遂げた訳ではありません。彼の周辺で、対抗勢力をも含む異なる分野・範囲・階層で大衆に影響力を与えた人達がいたからでした。

今、私たちが直面している問題は、技術だけで解決できるものではなく、相手や関係者、そして私たち自身の適応を要する問題です。例えて言えば、新法制定が心臓外科手術であるとなると、栄養管理や運動などのリハビリテーションが必要な問題であると言う事です。従って、様々な分野の専門家やサポーターが手術前から術後の回復まで関わっていく必要があると言えます。

経済の専門家は、我々の直面する問題も経済的観点から見ようとするかもしれません。複数の視点で現状を観察し、問題を特定していく事も重要であると思います。

この1年ではあまり出来ませんでしたが、目標を達成する為には、賛同されない人たちの話にも耳を傾け、相手に共感出来るところや相手が適応を要するところを見つけ価値観を押し付けるのではなく、相手の価値観の自己矛盾を特定する事により理解を深めてもらう事が必要だと考えます。

(親子ネット代表 片 哲也)



■親子ネット総会・講演会 (日時)2015年5月30日(土)

総会 10:30～

講演会 13:30～

小田切紀子先生、

丸井妙子先生 講演予定

(場所) 豊島区民センター

東京都豊島区東池袋1-20-10

(アクセス)

「東京メトロ池袋駅」東口より

徒歩5分

「JR池袋駅」東口より徒歩5分

(講演会参加費) おひとり¥1,000

※日時、場所等は変更する場合があります。詳細は、親子ネットホームページ(<http://oyakonet.org/>)に近日中に掲載されるご案内をご覧ください。

■当事者女性の親睦会

※参加は女性のみとなります事をご了承下さい。

(日時)7月24日(土) 13:30～17:00

(日時等変更になる場合があります。)

何時からの参加でもOKです)

(場所) 青山いきいきプラザ

(参加費) 会場代を参加者の人数で割ります。参加予約不要、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。

(メール) joshikai@infoseek.jp

■親子ネットNAGANO

(個別相談等) 随時予約を受け付けています。

(学習・相談会) 希望者に案内中(お尋ねください)

お問い合わせ先

mail: kodomokenri@gmail.com

電話: 050-3468-3743

■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

(自助活動) 毎月第1/第3木曜日

19:30～

(場所) スペースF(国立市中3-11-6)

(問合せ) 042-573-4010(スペースF)

平成27年2月6日、産経新聞、娘の返還命令が確定 ハーグ条約審判 スリランカの父親が返還求め

平成27年2月23日、朝日新聞、「子との面会拒否」理由、親権を母から父へ福岡家裁」

平成27年2月23日、毎日新聞、＜福岡家裁＞面会拒否で親権変更「父と交流実現のため」

平成27年2月28日、Newsポストセブン、浮気妻 離婚の感謝料回避のためDV受けたことにするケースも

平成27年3月1日～2日、山形新聞、共同親権一親子のカチ考える

平成27年3月25日、読売新聞、ハーグ条約、子供返還など海外調停機関と連携へ

平成27年3月25日、毎日新聞、ハーグ条約:国際結婚の子の返還命令…東京家裁が判断

平成27年3月25日、読売新聞、トルコ人の夫への男児返還、東京家裁認める
平成27年3月26日、時事通信、米特別顧問、6月に訪日＝ハーグ条約加盟も「依然不満」

平成27年4月1日、熊本合同新聞、別居中、子どもとの面会妨げ 弁護士に賠償命令

平成27年4月3日、産経新聞、ハーグ条約1年 子供を守る慎重な運用を

平成27年4月8日、中日新聞、ハーグ条約1年 「子のため」を最優先

平成27年4月10日、産経新聞、ハーグ条約発効から1年 子供返還申し立ては計16件 最高裁が発表

平成27年4月10日、TBSニュースi、

「娘連れ去り」邦人女性に判決、起訴取り消し 刑事処分せず

平成27年4月19日、毎日新聞、「離婚を考える会」:子どもへの影響など議論 千葉

◆住所変更時のお願い

✓ ご住所やメールアドレスなどに変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。

Mail: info@oyakonet.org

✓ 親子ネットでは、会員同士の情報交換が行えるよう、公式グループ掲示板を提供しております。ご不明な点やご質問などがございましたら、お問い合わせ願います。

Mail: system@oyakonet.org

◆編集後記

春と言えば、出会いと別れの季節、穏やかな気候に合わせてムクムクとやる気の湧き起こる季節ですね。私の職場にも卒業したての新社会人が入社して、一日も早く社会生活に慣れようと熱心に仕事に取り組んでいます。シフトチェンジした際の加速度にはすごいパワーがあり、その活気に満ちた空気を感じた私までエネルギーを分けてもらっているようです。

棚瀬一代先生がお亡くなりになられてもうすぐ一年が過ぎようとしています。まだ様々な思いが胸に残る中、原稿依頼を引き受けてくださった棚瀬孝雄先生、本当にありがとうございます。

面会交流＝育児について熱心なご支援をしてくださっている古市理奈さんから、その思いやご活躍の様子を伺うことができ、必要なのは子どもを慈しむ心であり、愛情を伝える言葉だということを再確認しました。法整備に向けても、一步一步確実に前進しているのを実感しています。

今号も、皆さまのお力をお借りして無事に発行できたことに感謝いたします。

(運営委員 飯塚智子)



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>